

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	石原	久保谷	起案	27・4・24
						決裁	27・4・27
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 1 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 27 年 4 月 23 日 (木) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 10 時 45 分	
開催場所	西庁舎 3 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	高齢介護課主査(在宅高齢者支援担当)
	市民自治振興課主任主事(市民活動支援担当)	生涯学習課課長代理(生涯学習担当)
	こども育成課主任主事(こども育成担当)	北公民館長
	事務局 公共施設再配置推進課主査	公共施設再配置推進課主査
議 題	1 曾屋ふれあい会館の閉館後の跡地利用に関する進捗状況について	
	2 老人いこいの家の移譲に関する進捗状況について	
	3 児童館の移譲について	
配付資料	資料 1 曾屋ふれあい会館の廃止に至る経過と今後の流れ	
	資料 2 曾屋ふれあい会館跡地の活用に関する提案の募集について	
	資料 3 老人いこいの家移譲概要書	
会 議 結 果		
① 「シンボル事業③WG」は、小規模地域施設の移譲と開放について調整するもの。他のシンボル事業よりも進捗の遅れがみられるので、改めてこの先の重点ポイントについて共通認識を持って進めていきたい。		
② 曾屋ふれあい会館の廃止に至る経過と現状は資料 1 のとおり。		
③ 開放型自治会館の建設補助について、通常の 60%補助から 75%補助とする方針はあるものの、できれば自治会負担無しでの建設が望ましいことから、4月7日付で、自治会との協働により跡地の活用を図る提案の募集をしている(資料 2)。		
④ 開放型自治会館とした場合の使用料の算定、取り扱いについて ⇒ 市の施設ではないことから、自治会の判断によって算定をすることになる。自治会も運営していく中で、主に収入目的ではなく、維持費として備えていくためのものになるだろう。金額について、あらかじめ市が指針を示すことは考えていないが、ここが開放型自治会館の 1 号になると思われることから、よく既存の施設を踏まえながら検討し見定めていく必要があると考えている。		
⑤ 老人いこいの家の地域への移譲の進捗について(資料 3) ⇒ 資料 3 のとおり、2 つの老人いこいの家において、平成 27 年度中の移譲に向けて協議が進められている。前提として、建物については、修繕をした後の無償譲渡である。運営については、受入れ先にソフト事業を委託する方向である。		
⑥ 児童館の地域への移譲について ⇒ 自主的に施設を運営していくことに意欲を見せているところもある。同様の施設である老人いこいの家と条件をすり合わせ、移譲について検討を進めていただきたい。		
⑦ 小規模地域施設の地域への移譲について ⇒ 地域主体の運営とすることで、設置目的のみならず、いろいろなことができるようになる。それぞれの設置目的にこだわりすぎると、結果として全てが維持できなくなるので、量を減らしてでも機能を残していくのが再配置計画である。移譲後の機能補完、受入れ先へのソフト面での支援や補助の検討など、そういったことも含めて進めていただきたい。		
備考		